

レンタルボート利用規程

この利用規程は、運営団体ならびにレンタルボートサービスを提供する当店FishOn（以下「施設」といいます）が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）の内容、利用料金や利用上の遵守事項等を定めた規則であり、本サービス利用者（以下「利用者」といいます）は、この利用規程に従って本サービスの提供を受けるものとします。

1. 利用目的

ご利用はスポーツ、レジャーなどを目的とした利用を原則と致します。

旅客事業、漁業、違法行為、その他法律に反する目的によるご利用は固くお断り致します。

2. 利用資格

- ①本サービスを利用可能な方は本利用規程ならびに施設の利用規約に合意し、確約した方のみとします。
- ②運営団体ならびに施設は以下の項目に該当する方の利用をお断りいたします。また、利用実績がある方の場合においても以下の項目に該当することが発覚した場合は同様とします。
- ③暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者およびその周辺者、その他反社会的勢力に属されている方ならびにその周辺者またはその疑いがあると運営団体が判断する方。
- ④運営団体ならびに施設の定める利用目的に反するご利用をされる方またはその疑いがあると運営団体ならびに施設が判断する方。
- ⑤公序良俗に反する行為を行う方、またはその疑いがあると運営団体ならびに施設が判断する方。
- ⑥他の利用者またはその他の水域利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると運営団体ならびに施設が判断する方。
- ⑦他人に伝染する恐れのある疾病を有する方。
- ⑧運営団体ならびに施設が不適格と認めた方。
- ⑨運営団体ならびに施設が不適格と認めた法人。

3. 申込方法

- ①利用予約は、1 ヶ月前より受付が可能です。
- ②ボートの空き状況は、ホームページ記載の所定の方法により確認してください。
利用予定日の仮押えはできません。
- ③利用予約の手順は、ホームページ記載の方法で確認してください。

4. 利用料金

- ①利用料金はホームページ記載の各ボートの利用料金とレンタル備品のレンタル金額をお支払いいただきます。
- ②利用開始の前日以降にレンタル備品または利用時間の延長を希望される場合は、利用当日の利用開始時にその費用をお支払いください。

5. 利用時間

- ①利用時間とは、「ボートを利用している時間」をいいます。準備または片付け時間も利用時間に含まれます。
- ②ボートの利用、返却は利用時間内に行ってください。（準備・後片付けもご利用時間に含まれます。）もし、施設に承諾を得ず時間を経過して利用を継続した場合、30分当たり3000円の利用料金相当額の違約金を申し受けます。

6. 利用申込みの変更および解約

利用者の都合により、利用申込み内容を変更または解約するときは、ホームページ記載のキャンセルポリシー・利用規約をご確認下さい。

7. 禁止事項

以下に掲げる行為を禁止します。

- ①施設の喫煙スペース以外で喫煙すること。
- ②ボート内に利用目的以外の火災や爆発を発生させる恐れのある物品、悪臭を発生させる物品または不潔な物品を持ち込むこと。
- ③利用申込書記載の利用目的と実際は異なる利用内容での利用を行うこと。
- ④公序良俗に反する行為またはその疑いがあると運営団体ならびに施設が判断する行為を行うこと。
- ⑤許認可もしくは資格が必要な内容での利用を、許認可もしくは資格がない状態で開催、利用すること。
- ⑥他の利用者またはテナントまたは来訪者ならびにその他の水域利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると運営団体ならびに施設が判断する行為を行うこと。
- ⑦暴力的不法行為、反社会的行為等を行う恐れがあると運営団体ならびに施設が認めた場合
- ⑧本利用規程ならびに施設が定める利用規約に反するすべての行為をおこなうこと

8. 利用停止

①利用者は、次の何れかの事由が生じた場合に運営団体ならびに施設が利用者に何ら通知・催告をせずに直ちに本サービスの利用を停止することを了承します。

- ・利用申込内容に虚偽の記載があったとき。
- ・利用者の行為が他の利用者および運営団体ならびに施設およびその他水域利用者に著しく迷惑を及ぼすと運営者が判断したとき。
- ・利用者に警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- ・利用者（利用者が法人の場合、その役員も含む）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）であることが判明したとき、または反社会的勢力である者を反復、継続して施設に出入りさせ、他の利用者の平穩を害する恐れのある行為があったとき。
- ・本利用規程および施設の定める利用規約に違反する行為があり、運営団体ならびに施設が違反行為の中止または是正を求めたにも関わらず利用者がこれに応じないとき。

②運営団体ならびに施設は、天災地変等により利用が著しく困難となったときは、本サービスの提供を停止することができるものとし、この場合、利用者に対し、未経過期間の基本料金を返還するものとします。なお、利用者は、運営者に対し、損害賠償請求その他名目の如何を問わず一切の金銭を請求することができないものとします。

9. 使用期限

①利用者は、許可なくボートの使用权の全部もしくは一部を譲渡または転貸することはできません。

②利用受付がされた以降においても、第7条禁止事項、第8条利用停止の内容に該当する場合ならびに施設の利用規約に違反する場合、その使用の取消または使用停止の措置をとる場合があります。その際、使用者の如何なる損害に対しても運営団体ならびに施設は一切の責任を負いません。その場合、受領済みの利用料金は返還いたしません。

10. 免責および損害賠償

①事前の荷物受取に伴う紛失、破損等或いはボート利用中の盗難、破損等および来場者等の人身事故については、その原因を問わず運営団体ならびに施設は一切の責任を負いません。

②天災地変、関係官公署からの指導、その他運営団体ならびに施設の責に帰さない事由により利用が中断された場合、その損害については運営団体ならびに施設は一切の責任を負いません。

③利用者またはその関係者および来訪者がボートおよび施設またはその設備・備品を汚

損・破損させた場合、或いは建物または他の利用者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

- ④事故や天災等で利用者が死亡した場合等、有責者が不在となった場合、その損害を当施設および運営団体が引き継ぐことは一切ありません。利用者は、事故等により死亡した場合においても相手方から損害を請求された場合、利用者の資産等から支払いすることを了承します。

11. 安全管理、清掃

- ①ボート利用時間中は、利用者の責任のもとに、防災・防犯等のすべての安全管理を行ってください。
- ②ボートの利用時間終了時には、施設の管理担当者に連絡のうえ、備品返却、清掃、安全、終了確認を行ってください。

12. 原状回復

- ①利用終了後のゴミは全てお持ち帰りいただき、ボートや施設内に残さないようにしてください。
- ②利用終了後はボートおよびすべての備品を施設の指定する所定の位置にお戻しく下さい。通常使用に伴う清掃は運営団体ならびに施設が行いますが、補修や特別な清掃・残材・ゴミ処理または破損・紛失等については、別途実費をご負担いただきます。

13. 注意事項

- ①利用中、利用者は施設と常時連絡が取れる状態でご利用をお願い致します。
- ②常に安全に留意し、施設が指定もしくは推奨する季節、天候、フィールドにあったウェアや装備でレンタルを行ってください。
- ③初めてのご利用もしくは、初めての水域でボートを利用する場合は、ボートの操作等の説明を行います。説明を聞かない、拒否される場合は利用をお断りし、お客様有責でキャンセルとの判断で所定の料金を頂きます。
- ④レンタル時の事故、物品の破損については全て利用者自身で責任を負い対処してください。レンタル用具や本施設を破損した場合には、必ず、原状回復に要する費用をその利用者様にご負担していただきます。ただし状況により、全額弁償となる場合がございます。この場合、運営団体ならびに施設がその損害を査定し、弁償金額を算出するものとし、その利用者はその内容に異議申し立てをしないものとします。また、任意損害保険等の加入は利用者自身の責任において対応願います。
- ⑤運営団体ならびに施設が危険と判断した場合、各レンタルプログラム禁止等の指示に従っていただきます。
- ⑥レンタル時間は施設の規定の時間までとし、やむをえない理由により、所定の時間まで

に返却できない場合は必ず施設まで連絡のうえ許可をえてください。

- ⑦レンタル用具は次の方が気持ちよく使用できるよう、必ず真水で綺麗に清掃後返却してください。また、返却の際には必ず施設にレンタル用具の状態の確認を受けてください。
- ⑧レンタルについては事前に予約が可能です。ただし、キャンセルの場合はキャンセル料をいただきます。

14. ボート・備品

- ①ボートで基本装備として利用できる装備・備品は、ホームページ記載の通りとなります。
- ②ボートに基本装備として設置されている装備は、無償貸与となります。万一、利用途中で装備が故障または不具合が生じた場合、使用できない理由による損害賠償等について、運営団体ならびに施設は一切の責任を負いません。